宮古市農業振興ビジョン
「実行計画」

（２０２５（令和７）年度～２０２９（令和 11）年度）

令和７年３月

岩手県宮古市

目　次

１　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）ビジョンの性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（３）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　ビジョンの基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　基本事業の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（１）農畜産物の生産拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）地域農産物の消費拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）担い手の確保・育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）農地の保全・活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（５）農村環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（６）鳥獣被害対策の推進と捕獲鳥獣の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４　重点施策（コア・プロジェクト）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
５　施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
６　目標指標・目標値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

＜資料＞
１　宮古市の農業概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（１）農地の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（２）農業者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（３）新規就農者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（４）産直施設における販売額の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
【別紙資料】農林業センサス・農業経営体調査統計表（抜粋）　・・・・・・14
２　「宮古市農業振興ビジョン」の実績検証　2024(令和６)年５月　・・・・・16
【資料】宮古市産業振興条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
【資料】宮古市農業振興ビジョン策定委員会要綱　・・・・・・・・・・・・・・19

宮古市農業振興ビジョン「実行計画」

１　策定の趣旨

（１）策定の目的

宮古市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、農業の進むべき方向性と、これを達成するための基本的な方針を示すため、平成28年からスタートしました。

本市の農業は、農家１戸当たりの耕作面積が小さく、稲作と野菜、花き、畜産などを組み合わせた複合経営が中心で、農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻化し、農家数も年々減少しています。

こうした中、生産性の向上や安定した経営のため、農業生産基盤の整備や地域条件を生かした高収益作物の生産拡大などの取り組みが重要となっています。

また、近年、食の安全安心や環境への負荷の軽減が求められていることから、堆肥など有機質資源の有効利用による土づくりや環境にやさしい施肥・防除技術を用いるなど、農業が本来持っている自然循環機能の増進を図るとともに、安全性の高い作物の生産や環境に配慮した持続可能な農業生産を展開することが必要になっています。

本ビジョンでは、農業が本市の基盤産業として持続・発展していくため、物価高騰などの社会情勢の変化や、人口減少や後継者不足など地域の実情にあわせた振興策を示し、「宮古市総合計画」に掲げる「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を目指し、「活力に満ちた産業振興都市づくり」の実現に取り組んでいきます。

（２）ビジョンの性格

このビジョンは、宮古市総合計画（2025（令和７）年３月策定）を上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の政策分野別の実行計画（※）として、農業分野の重点事業（コア・プロジェクト）を定めるものです。

具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「宮古農業振興地域整備計画」、「宮古市地産地消推進計画」など関連計画と調整しながら推進するものとします。

また、国、県及び関係機関に対しては、このビジョンの積極的な支援、協力を要望するとともに、事業者・産業関係団体等に対しては、誘導指針として協力を要請するものです。

（３）計画期間

2025（令和７）年度～2029（令和11）年度

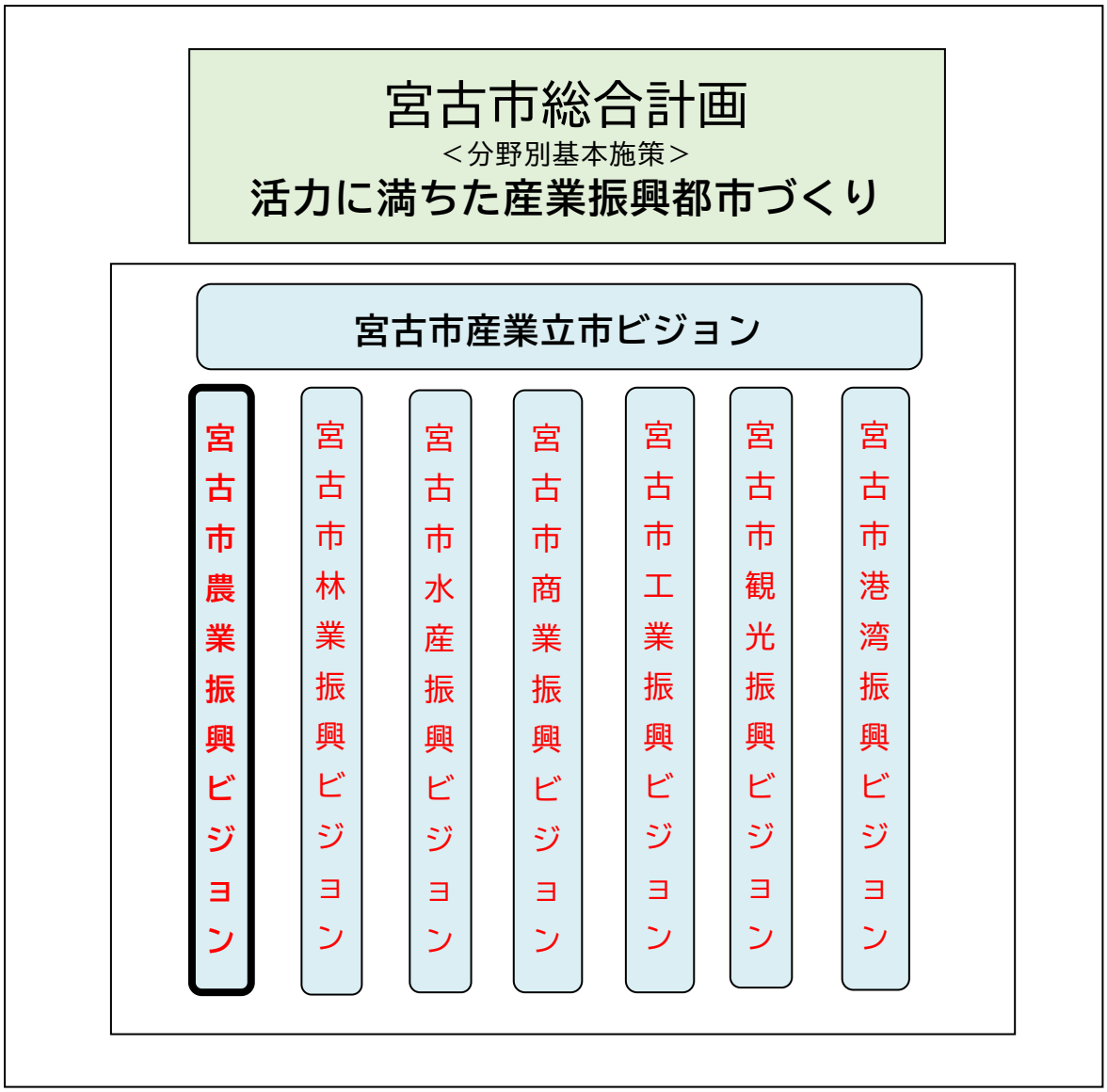

※政策分野別の実行計画

宮古市産業立市ビジョンでは、政策分野計画として「農業」「林業」「水産」「商業」「工業」「観光」「港湾」の７つの実行計画を位置づけます。

２　ビジョンの基本理念

このビジョンでは、「未来へつなぐ　宮古の農業」を基本理念とし、次の世代までつなげる農業を目指します。

ビジョンで掲げる３つの重点施策と６つの基本事業を中心として、基本理念の実現に向けて、推進していきます。

≪推進体系図≫

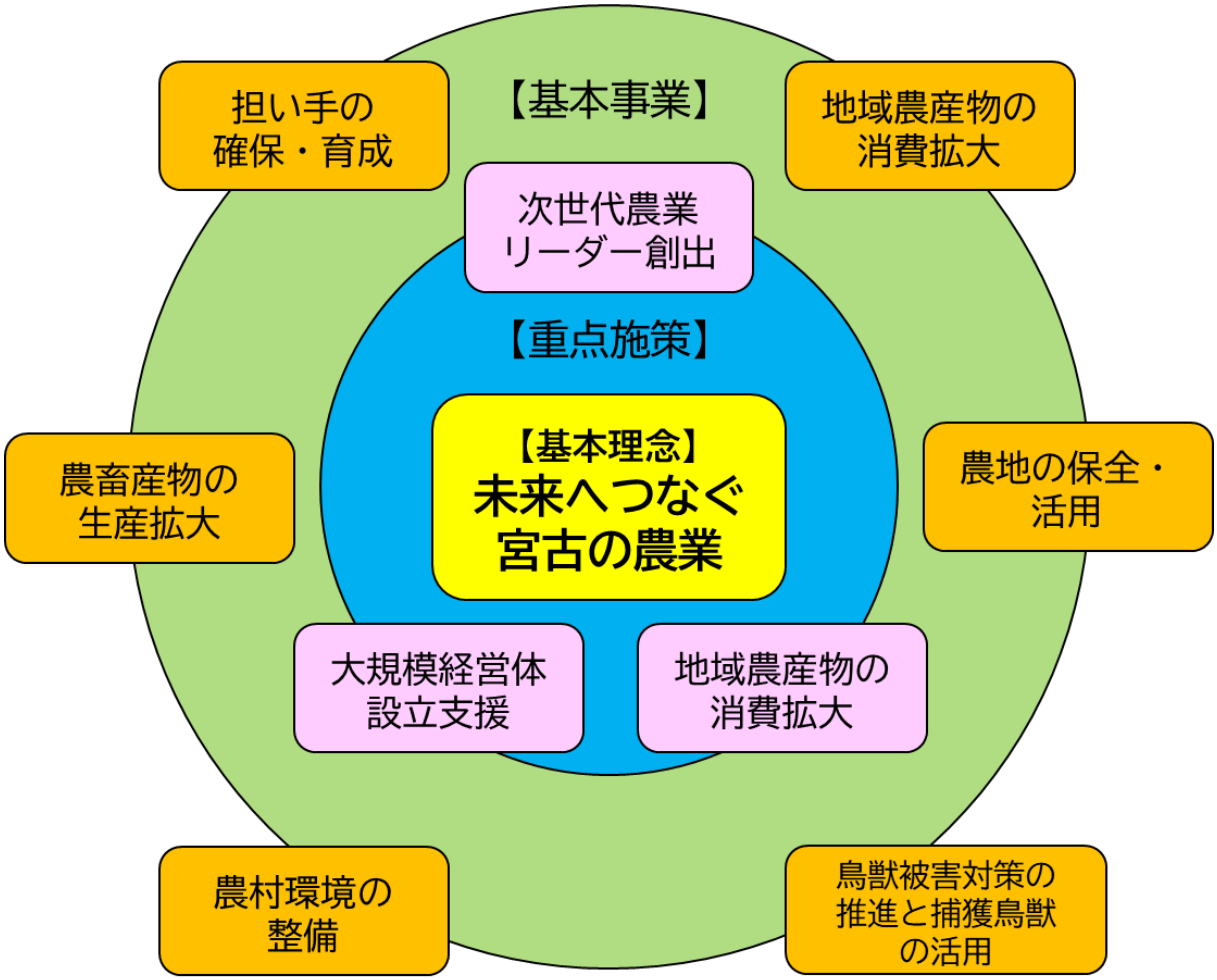

３　基本事業の方向

（１）農畜産物の生産拡大（SDGs②⑫）

①地域特性を活かした農産物の生産拡大

・地形や気象条件等の地域特性を活かした野菜、花きなどの高収益作物の導入を促進し、安定的な生産を図るため地域ぐるみの農業を推進し、産地化を図る。

・沿岸部など雪が少なく、年間を通じて比較的温暖な地域においては、ハウスなどを活用し、周年出荷できる農産物の生産拡大を促進する。

・持続性のある地域農業の推進のため、認定農業者や認定新規就農者など地域の農業を担う者を核とした「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）を作成し、収益性の高い農産物の生産を地域ぐるみで取り組む仕組みを確立し、将来にわたって農業の維持拡大を推進する。

②農地の有効活用

・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の目標地図に基づく農地集積・集約化を推進する。

・農業委員会との連携による再生可能な耕作放棄地の把握と活用を促進する。

③農業生産基盤の整備

・沿岸部、内陸部、高原地域ごとに定める「重点振興品目」「推進品目」「導入品目」の生産拡大を図るため、機械・施設等の整備を支援する。

・大規模経営体の育成、企業を含む農業生産法人の参入、誘致について支援する。

④環境負荷の低減

・有機肥料の利用等により化学肥料の使用量の低減を推進する。

・除草剤等の農薬使用量の低減に向けた取り組みを支援する。

・施設園芸における燃料等の使用量を低減するための取り組みを支援する。

⑤畜産農家への生産支援

・飼養頭数増加のため、優良な繁殖素牛の導入及び人工授精費用を支援する。

・飼料、燃料等の物価高騰による生産コストの低減のため、採草放牧地の更新や放牧支援などによる公共牧場の利用を促進する。

【主な対象事業】
・強い農業づくり交付金(国)　　・産地パワーアップ事業(国)
・みどりの食料システム戦略推進交付金(国)
・農地中間管理事業(国)　・草地畜産基盤整備事業(国)
・地域農業計画実践支援事業(県)
・農業振興対策事業(市)　　・耕作放棄地解消事業(市)
・畜産振興事業(市)　　・公共牧場利用促進事業(市)

【亀ケ森牧場の放牧のようす】

（２）地域農産物の消費拡大（SDGs②⑫）

①地産地消の推進

・安定した生産や供給体制の確立を図るとともに、産地直売施設と消費者との交流の機会を確保することにより、産地直売施設などで地産地消を推進し、地域農産物の消費拡大を図る。

・学校給食や福祉施設、市内飲食店等に対する食材供給を積極的に推進する。

②販路拡大

・各種通販サイトを活用した販路の拡大を支援する。

・生産者主体による軽トラ市の開催などの販売促進活動を推進する。

③普及宣伝

・田植え、稲刈り、りんご狩りなど季節ごとの農業体験ができる「宮古の農業まるごと体験」を開催し、地域農産物の積極的なＰＲを行う。

・野菜を育て、収穫する喜びを味わってもらうとともに、利用者や地域の方との交流促進を図るため、市民農園を開設する。

・農産物の直売イベントの実施や「宮古市産業まつり」、「鍬ヶ崎元気市」などのイベント参加を通じて、市内外に地元農産物のＰＲを積極的に進める。

【主な対象事業】
・地産地消推進事業(市)　　・市民農園管理事業(市)

【宮古の農業まるごと体験（田植え)】

（３）担い手の確保・育成（SDGs②⑫）

①新規就農者の確保

・「新・農業人フェア」などのイベントに積極的に参加し、県内外の就農希望者への周知を行う。
・新たな担い手の確保するため、他業種からの農業への転換や市外からの新規農業者の受入を推進する。
・将来の担い手として児童生徒等を対象にした農業体験など、農業に対する理解を深める機会を提供する。

②新規就農者の育成

・宮古地方農業振興協議会担い手部会など関係機関・団体が連携して、就農前から就農後までサポートする体制を継続する。
・研修生のスキルアップのため、経営及び栽培管理技術の知識習得に向けた研修を関係機関・団体と連携して実施する。
・様々な品目に対応できる新規就農希望者の受入体制の整備・構築を推進する。
・地域おこし協力隊制度を活用し、関係機関等での研修による農業に必要な知識や技術の習得を支援し、次世代の担い手として確保・育成する。

③地域の農業を担う者（中心的経営体）の育成

・意欲ある農業者を認定農業者として認定し、経営改善や能力向上に向けた活動を関係機関や団体と連携して支援する。
・各種補助事業及び研修会などの実施による支援を行う。
・経営を安定化させるため、農業関係制度資金の活用、スマート農業技術や農業機械及び施設の導入を支援する。
・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の目標地図に基づく農地集積・集約化を推進する。【再掲】

【主な対象事業】
・新規就農者育成総合対策事業(国)
・地域農業計画実践支援事業(県)
・農業振興対策事業(市)　　・新規就農対策事業(市)
・地域おこし協力隊事業(市)

【ドローンによる病害虫防除作業】

（４）農地の保全・活用（SDGs⑮）

①条件不利地域の農地保全の支援

・農地が持つ国土保全や水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能の維持及び発揮を促すため、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度の活用により、農地の保全と有効利用を推進する。

・農業者の高齢化や担い手不足、継承者の不在等によって、農地の耕作放棄が増える傾向にあり、農地の遊休化が進むと有害鳥獣の温床ともなることから、地域での農地保全・有効活用が促進されるよう支援する。

②耕作放棄地の再生支援

・農業委員会との連携による再生可能な耕作放棄地の把握と活用を促進する

【主な対象事業】

・中山間地域直接支払事業(国)　　・耕作放棄地解消事業(市)

（５）農村環境の整備（SDGs②⑫）

①農業用施設の維持、修繕及び改修

・市内で利用されている農業用水路や給水ポンプなど農業用施設のほとんどが、整備後相当の年数が経過しているが、農業者の減少や高齢化により、維持補修や更新に苦慮していることから、計画的な修繕や改修を実施するため、事業導入を推進し、農業用施設の長寿命化や強靭化を図れるよう支援する。

②農道、農道橋の維持管理

・農村の生活環境の維持と農業者の作業中の安全確保を図るため、計画的に農道等の維持補修を行う。

【主な対象事業】
・多面的機能支払交付金事業(国)
・基幹水利施設更新支援対策事業(国)
・農業用施設長寿命化事業(市)

（６）鳥獣被害対策の推進と捕獲鳥獣の活用（SDGs②⑫）

①農作物の鳥獣被害防止対策

・農作物被害額は、シカ、イノシシ、ツキノワグマ等の個体数増加により、増加傾向にあることから、宮古市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、効果的な有害鳥獣被害対策を促進する。
・鳥獣被害対策実施隊の活動を一層支援するとともに新規隊員の確保に取り組む。
・電気柵等の導入支援を継続するとともに、集落や地域が一体となった被害防止対策の普及を支援する。

②野生獣肉（ジビエ）の利活用の促進

・捕獲したニホンジカ等をジビエとして有効活用するため、ジビエ加工処理施設を整備する。
・ジビエのブランド化を推進し、雇用創出、交流人口の拡大による地域の活性化を推進する。

【主な対象事業】
・鳥獣被害防止総合支援事業(国)　・有害鳥獣被害防止対策事業(市)

4　重点施策（コア・プロジェクト）

宮古市産業立市ビジョンの部門別計画における「農業の振興」を図るため、次のようにコア・プロジェクトを定める。

重点施策	施策の内容	具体例等
1　次世代農業リーダー創出事業	・認定農業者等への集中的事業展開 ・農地集約化支援 ・農地、農業用施設の基盤強化 ・各分野、各地域のリーダー養成	・農地の集積支援 ・農地、農業用施設の基盤強化支援 ・リーダー養成塾の開催
2　大規模経営体設立支援事業	・大型ハウス導入 ・法人化による経営安定化 ・観光農園的要素を取り入れた集客	・経営計画の作成 ・販売戦略の支援 ・ブランド化の支援
3　地域農産物の消費拡大事業	・農産物の安定供給に向けた生産体制の整備 ・産直組合の組織支援 ・イベント等の実施による販売促進活動の推進	・農業者の意向調査 ・産直組合の状況把握、販売支援 ・農産物の直売イベントの実施

5　施策の推進

施策の推進にあっては、宮古市産業振興条例（平成28年３月28日、条例第21号）に示す基本理念に基づき、市、事業者、産業関係団体及び市民の相互協力により推進します。

また、具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、産業振興施策を推進するため、「宮古市産業立市ビジョン策定委員会」委員や学識経験者などで構成する「宮古市地域経済活性化連携会議」を設置し、毎年度、これら計画や予算等について進行管理・実績評価、意見交換を行います。

6　目標指標・目標値

宮古市総合計画（後期基本計画）の部門別計画において、次のとおり農業分野の「目標指標・目標値」を設定しています。

指標		参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
①農業総生産額の増加	（百万円）	738	532	559
②市内で生産される農産物の生産量	（ｔ）	436	515	541
③肉用子牛の市場上場頭数	（頭）	477	429	430
④産直施設での農畜産物等の販売額	（万円）	40,936	40,367	42,385
⑤認定農業者数（年度末）	（人）	62	56	71
⑥新規就農者数	（人）	9	10	15
⑦耕地面積	（ha）	2,060	1,960	1,960
⑧農道の維持補修件数	（件）	7	10	10
⑨鳥獣による農作物被害額	（千円）	4,480	9,755	4,877

※目標値の考え方

①農家戸数の減少が懸念される中にあって、農家１戸あたりの生産額の増加による農業総生産額の現状を維持するもの。(2023(R5)現状値：5%増)

②系統及び産直出荷の実績の向上と農業収入の増加を目指すもの。
(2023(R5)現状値：5%増)

③飼養戸数の減少が見込まれる中で､多頭飼育などにより飼育頭数の維持を目指すもの。

④地元農産物への市民の関心を高め、産地直売施設での販売額の拡大を目指すもの。
(2023(R5)現状値：5%増)

⑤担い手の確保と育成は地域農業の重要な課題として位置付けており、その中心となる認定農業者の増加を目指すもの。(15人/5年)

⑥担い手の確保と育成は地域農業の重要な課題として位置付けており、新規就農者の増加を目指すもの。(15人/5年)
※参考値：2014(H26)～2018(H30)累計、現状値：2019(R1)～2023(R5)累計、目標値：2025(R7)～2029(R11)累計

⑦農用地の維持、確保し、地域農業の衰退を防ぐため、耕地面積の維持を目指すもの。

⑧農道の維持、補修を実施することで、農作業の効率化と生産性の強化を目指すもの。
(10箇所/5年)
※参考値：2014(H26)～2018(H30)累計、現状値：2019(R1)～2023(R5)累計、目標値：2025(R7)～2029(R11)累計

⑨有害鳥獣の捕獲や電気柵等の設置により農作物の被害額の減少を目指すもの。
(2023(R5)現状値：50%減)

【資料】

1　宮古市の農業概要

（１）農地の状況

本市の2023（令和５）年度末の農地面積は2,382.3haで、その内訳は、田571.2ha、畑1,790.1ha、樹園地6.0ha、採草放牧地15.0haとなっています。

農地地目が田のうち水稲が作付けされている面積は約282haで、113.9haが飼料作物や普通畑に転作され、その他の175.3haは山間部を中心に農地の遊休化が進行している現状です。

＜宮古市の農地面積＞

区分	面積（ha）	構成比（%）
総面積	125,915.0	100.0
農地	2,553.0	2.0
田	540.2	21.2
水田	224.9	41.6
転作田	106.5	19.7
休耕田	208.8	38.7
畑	1,745.1	68.4
樹園地	6.4	0.2
採草放牧地	261.3	10.2

資料：宮古市農業委員会

（２）農業者の状況

2020年農林業センサスの農業経営体調査によると、農家数は1,134戸で５年前に比べて314戸減少しています。

内訳は、販売農家が542戸で232戸減少し、その傾向は、今後も減少が進むことが懸念されています。

経営規模別の経営体数については、別紙資料「農林業センサス・農業経営体調査統計（抜粋）」のとおりです。

（３）新規就農者の状況

市単独事業の新規就農希望者研修事業や国の農業次世代人材投資事業などの新規就農者への支援事業により、新たに農業に取り組む若者が増え、地域の担い手として、活躍しています。

＜新規就農者の推移＞（単位：人）

2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2013 (R5)	計
4	1	2	－	3	1	3	2	0	2	1	2	2	3	24

資料：産業振興部農林課

（４）産直施設における販売額の推移

年	箇所数	販売額（円）	販売額前年比	備　　考
2015年（平成27年）	12	361,290,000	100.00	
2016年（平成28年）	11	362,910,000	100.45	末広町ミニ産直解散
2017年（平成29年）	11	370,960,000	102.22	
2018年（平成30年）	11	409,630,000	110.42	
2019年（令和元年）	12	391,790,000	95.64	小国産直開設
2020年（令和２年）	12	386,760,000	98.72	
2021年（令和３年）	12	385,510,000	99.68	
2022年（令和４年）	13	388,090,000	100.67	産直はなまる市場開設
2023年（令和５年）	13	403,367,000	103.93	

資料：宮古市産業振興部農林課調べ

【別紙資料】　　農林業センサス・農業経営体調査統計表（抜粋）

区　分	2020年	2015年	備　　考
①農業経営体	554 経営体	804 経営体	※**農業経営体とは…** ①経営耕地面積が30a以上 ②農畜産物販売金額が50万円以上に相当する事業の規模 ③農作物の作付(栽培)面積及び家畜等の飼養(出荷)頭羽数が一定の基準以上 ④農作業の受託の事業 のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。
組織経営体	10 経営体	19 経営体	
家族経営体	544 経営体	785 経営体	
うち法人化経営体	7 経営体	14 経営体	
②農家数	1,134 戸	1,448 戸	※**農家とは**…経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上 ※**販売農家とは**…経営耕地面積が30a以上又は農産物販売額が50万円以上 ※**自給的農家とは**…販売農家以外
販売農家	542 戸	774 戸	
自給的農家	592 戸	674 戸	
③経営耕地規模別農業経営体数			
経営耕地のある経営体数	554 経営体	796 経営体	
0.5ha未満	194 経営体	281 経営体	
0.5～1.0	201 経営体	317 経営体	
1.0～2.0	101 経営体	133 経営体	
2.0～3.0	32 経営体	32 経営体	
3.0～5.0	14 経営体	15 経営体	
5.0ha以上	12 経営体	18 経営体	
④農産物販売金額規模別経営体数			
農産物販売のある経営体	383 経営体	508 経営体	
100万円未満	194 経営体	300 経営体	
100～300万円	108 経営体	140 経営体	
300～1000万円	61 経営体	56 経営体	
1000～3000万円	19 経営体	9 経営体	
3000万円以上	1 経営体	3 経営体	

【別紙資料】　　農林業センサス・農業経営体調査統計表（抜粋）

区　分	2020年	2015年	備　　考
⑤農産物販売金額１位の部門別経営体数			
経営体数	383 経営体	508 経営体	
稲作	114 経営体	124 経営体	
雑穀・いも類・豆類	13 経営体	14 経営体	
工芸農作物	11 経営体	17 経営体	
露地野菜	86 経営体	115 経営体	
施設野菜	31 経営体	47 経営体	
果樹類	23 経営体	29 経営体	
花き・花木	13 経営体	25 経営体	
酪農	4 経営体	4 経営体	
肉用牛	77 経営体	102 経営体	
養鶏	0 経営体	2 経営体	
その他	11 経営体	29 経営体	
⑥年齢階層別基幹的農業従事者数（販売農家）			
計	710 人	1,055 人	
15～39歳	16 人	31 人	
40～44歳	10 人	12 人	
45～49歳	9 人	19 人	
50～54歳	18 人	52 人	
55～59歳	59 人	84 人	
60～64歳	86 人	136 人	
65歳以上	512 人	721 人	
65～69歳	138 人	133 人	
70～74歳	113 人	175 人	
75～79歳	103 人	180 人	
80～84歳	94 人	144 人	
85歳以上	64 人	89 人	

２　「宮古市農業振興ビジョン」の実績検証　2024(令和６)年５月

（１）計画の期間

2022（令和４）年から2024（令和６）年までの３年間

（２）基本目標（数値目標）の実績

野菜や果物などの産直への出荷量が増加しており、「市内で生産される農産物の生産量」は目標値を達成している。

その他の項目については目標値に達しない状況が続いている。背景として、農業者の減少、耕地面積の減少が挙げられる。

今後、担い手の確保（新規就農、認定農業者)、生産額の向上を目指すうえで、農業経営のモデル化や法人化等の取り組みが課題である。

また、各種支援制度の充実を図り、広報やホームページなどを活用し広く発信することで、新規就農者の確保に取り組む必要がある。

基本目標	参考 2019 (R1)	参考 2020 (R2)	参考 2021 (R3)	実績 2022 (R4)	実績 2023 (R5)	達成度 (%)	目標 2024 (R6)
農業総生産額の増加（百万円）	753	767	775	668	532	**56.8**	936
市内で生産される農産物の生産量（作物統計）（ｔ）	522	472	533	544	515	**107.3**	480
肉用子牛の市場上場頭数（頭）	480	479	394	574	429	**66.0**	650
産直施設での農畜産物等の販売額（万円）	39,179	38,676	38,551	38,809	40,367	**93.9**	43,011
学校給食食材供給割合　（重量比・%）	38.3	33.9	33.3	32.0	36.8	**73.6**	50.0
認定農業者数（人）	63	51	57	57	56	**60.9**	92
新規就農者数（単年）（人）	2	1	2	2	3	**100.0**	3
新規就農者数（累計）（人）	27	28	30	32	34	**79.1**	43
耕地面積（ha）	2,030	2,030	2,030	2,020	1,960	**95.1**	2,060
農道橋整備件数（件）	0	0	0	0	1	**33.3**	3

※ 達成度(%)は、目標値に対する直近の公表済実績値によるもの

【資料】

宮古市産業振興条例

平成28年３月28日　条例第21号

（目的）

第１条　この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　事業者　市内において事業活動を行う者をいう。

(2)　産業関係団体　商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

（基本理念）

第３条　産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

（基本方針）

第４条　市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

(1)　事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。

(2)　事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。

(3)　事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。

(4)　市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。

(5)　市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

（市の役割及び責務）

第５条　市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

２　市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

３　市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

（事業者の役割及び責務）

第６条　事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるものとする。

２　事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

３　市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

（産業関係団体の役割及び責務）

第７条　産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

２　産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第８条　市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

（産業の振興に関する意見交換会の開催）

第９条　市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

（補則）

第10条　この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

【資料】

宮古市農業振興ビジョン策定委員会要綱

平成27年６月12日　告示第114号

（設置）

第１条　宮古市農業振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市農業振興ビジョン策定委員会を置く。

（組織）

第２条　宮古市農業振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 公募による者

(4) 前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　委員の任期は、委嘱の日から宮古市農業振興ビジョンの策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を１人置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、市長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、産業振興部農林課において処理する。

（補則）

第６条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成27年６月12日から施行する。

宮古市農業振興ビジョン策定委員会　委員名簿

（任期：令和６年７月１８日～策定完了まで）

No.	役職	所属等	職　名	氏　名	備　　考
1	委員長	新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター	センター長	門坂　道弘	
2	副委員長	宮古市認定農業者協議会	会長	山崎　安人	宮古市農業委員会 会長職務代理者
3	委　員	沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター	農政推進課長	平賀　昌晃	
4	委　員	宮古農業改良普及センター	地域指導課長	川戸　善徳	
5	委　員	宮古市農業委員会	農業委員	竹野　牧子	
6	委　員	岩手県農業共済組合 県北基幹センター	地域推進部長	飛澤　　隆	
7	委　員	出崎地区産地直売施設組合	副組合長	小林由紀子	
8	委　員	新岩手農業協同組合 宮古地域稲作生産部会	部会長	上山　則夫	
9	委　員	新岩手農業協同組合 宮古下閉伊和牛改良組合	組合員	高田　泰義	
10	委　員	宮古地方農村青年クラブ 連絡協議会	会長	久保田智治	
11	委　員	よしはま農園		吉濱　未絵	宮古市農業委員会 農地利用最適化推進委員
12	委　員	うえさかＦａｒｍ		上坂　喜和	ＪＡ新いわて青年部 宮古支部　副支部長

（敬称略）